

さんあい「新しい生活様式」(2020年7月1日付け)

【予防環境】

- 外部者の検温、消毒、マスク着用を徹底する。(非接触型検温器、マスクを玄関に出しておく)
- 外部者が触れる玄関ドア等を1日朝と昼に消毒する。外部者が過ごした応接室、面会室、交流ホールは使用後に消毒する。
- 外部者との対話は、換気と距離を常に意識する。
- 全ての来訪者の出入りの一元管理(来訪者ノートを置いて、名前と来訪日時等を記録する)

【職員の生活】

- 飲食時以外は、原則勤務時にマスクを着用する。夏季は熱中症を予防するために水分の補給等をこまめに行う。
- 不特定多数との飲食は自粛する。家族や友人と外食することは月1回程度に留める。場所は群馬県及び大宮以北の県内は許可(東京は不可)TDLの入園は了解するが、TDL外での飲食は自粛する。コンサート、ライブ等で主催者が3密を考慮した場所への出入りは了解するが月に1回程度とする。またタクシーを含む公共交通機関もできるだけ避ける。外出時はマスクの着用や帰宅時の手洗いを徹底する。
- 出勤時に体温検査をする。風邪の諸症状や息苦しさ味覚臭覚の異常を覚えた際は、上司に報告し早退又は自宅待機し通院する。
- 単にのどの痛み等の際は、事前に連絡して指示を仰ぐ。原因がわかる喉の痛みの場合は、その限りではない。
- コロナウイルス感染のリスクを軽減するために健康管理に留意し十分な睡眠、栄養のバランス、適度な運動を心掛ける。飲酒は抵抗力を低くし、喫煙は感染後に肺炎が重篤化するリスクが高くなるので控える。

【子どもの生活】

- 近隣の散歩、アルバイト先、散髪、塾等、施設が必要と認める外出は許可する。
- 買い物や友人との気晴らし等は、週1回程度で熊谷地区から高崎地区の範囲で外出を許可する。その際も、カラオケ等の三密となる場所は不許可とする。
- 友人の家に訪問は或いは友人のさんあいへ訪問は、友人の保護者が同意したことを条件に許可する。(なるべく屋外で過ごす)
- アルバイトは、高校が許可したことを条件に許可する。
- 個別外出は、今後様子を見て検討する。

【面会】

- 保護者等の面会は、以下の条件で許可する。
 - ①面会当日の検温で問題ないこと。
 - ②施設到着後に消毒とマスクを着用する。
 - ③子どもとの過ごし方は、概ね半日程度、熊谷地区から高崎地区たりまでの範囲、カラオケ等三密となる場所では過ごさない。(外泊をする場合は自宅のみ許可)
 - ④子どもとの過ごした場所と時間帯を記録する。(記録簿を用意する)
 - ⑤面会後に感染が疑われる症状が出た場合は、必ず連絡するように依頼する。

【園内行事等】

-ボランティアの受け入れは、当日の検温で問題ないこと、施設内で消毒とマスクの着用すること、ボランティア後に感染が疑われる症状が出た際は報告すること、学習ボランティアの際は児童も学習中はマスクを着用すること。

-その他に外部者による園内研修や会議、業者との打ち合わせ等もボランティア受け入れ条件と同様。

-実習生は、ボランティアと同様の条件で7月より受け入れを再開する。

-7月31日のガーデンパーティーは外部者の参加無しで実施する。第三者委員による権利擁護のお話は当日行う予定。

-「寺子屋」「夏みかん」は、マスク着用や消毒を条件に再開 週末里親宅のお泊りは当面見合わせる。

-特別外出は9月以降に実施する方向で前向きに検討してゆくが、第2波の危険から11月3日以降は計画しない。

*）上記こと、或いはそれ以外のことで課題が生じた場合は、その都度は話し合っ決定する。